

老老発 1120 第 1 号
令和 7 年 11 月 20 日

各 都道府県
指定都市 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について

要介護認定等に係る主治医意見書の記入方法等については、「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」（平成 21 年 9 月 30 日付け老老発 0930 第 2 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）により、取り扱われているところであるが、令和 8 年 4 月 1 日以降、順次、介護情報基盤経由での情報共有が開始することに伴い、「主治医意見書記入の手引き」について、別紙のとおり見直しを行い、令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村、広域連合、一部事務組合にその周知徹底を図られたい。